令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の 暴風雨を含む。)、台風第17号による農林水産関係被害への支援対策について

> 令和元年 10 月 1 日 農 林 水 産 省 環 境 省 総 務 省

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の 暴風雨を含む。)、台風第17号により、関東地方、九州地方をはじめ各地域の農林 水産業に被害がもたらされた。

このため、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、以下の総合的な対策を講ずる。

#### 1 災害復旧事業等の促進

- (1)農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。
- (2) 農地・農業用施設、林道、農林水産業共同利用施設の災害復旧事業を対象として「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づき、机上査定限度額の引上げ等による災害査定の効率化を実施。

#### 2 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援

(1)強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)を発動し、補助上限額及び対象地域の制限を撤廃するとともに、事前着工を可能とし、農業経営に必要な農業用ハウス・農業用機械等の再建・修繕(被災した施設及び災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂(土砂混じりがれき等)の撤去を含む。)に要する経費を助成。

農業用ハウスについて、園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて事業費の2分の1相当を支援(共済非加入の場合は10分の3相当)。

さらに、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)により農業用ハウスの補強に要する経費、持続的生産強化対策事業により 農業用ハウスの補強に必要な資材の共同購入費を助成。

(2)被災を機に作物転換、規模拡大及び施設の強靭化等に取り組む産地に対し、 簡易な農業用ハウスや果樹棚等の設置や補強に必要な資材導入や農業機械等の リース導入に要する経費を助成。

- (3)被災した共同利用施設等(集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、家畜飼養管理施設等)及び卸売市場の再建・修繕や、被災を機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。
- (4)被災した農業用ハウスのガラス片等が混入した農地について、災害復旧事業により、ガラス片等の除去を支援。
- (5) 農業用ハウスの資材や施工業者が早期に確保できるように、以下のとおり対応。
  - ① 農業資材メーカー等に資材の供給状況等を確認するとともに、円滑な資材供給及び施工業者の確保への協力を依頼。
  - ② 各県や農業者団体等に対し、①の協力依頼について情報提供するとともに、 全国のハウス施工業者リストを提供。また、農業者が自ら施工できるように ハウスの自力施工マニュアルを周知。

なお、(1)、(2)及び(3)の支援は、再建後の施設について、利用者が 園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

#### 3 油流出への対応

- (1) 水害により油の付着した稲、大豆について出荷できない場合、農業共済の支払対象となること農業者に対して周知。
- (2)油が付着した農地等について災害復旧事業により、油の除去等を支援。
- (3) 流出した油による漁業被害防止のため、専門家を現地に派遣し、調査並びに 防除及び回収についての指導を実施。

#### 4 共済金の早期支払等

- (1)農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、 共済金・保険金の早期支払を実施。
- (2) 農業共済について、共済掛金の払込期限を延長。※1
- (3)近年多発する自然災害に対して、農林漁業者自らに備えてもらう観点から、 地方公共団体及び関係団体と連携の上、本支援対策の実行時を含め、様々な機 会を活用して、引き続き農業保険(収入保険、農業共済)、森林保険、漁業共 済、漁船保険等への加入を促進していく。

#### 5 災害関連資金の特例措置

- (1)被災農林漁業者等が意欲を持って経営を再開できるよう、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化。 また、農業近代化資金等の借入れについて、(独)農林漁業信用基金及び農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除。
- (2) また、以下のとおり要請済み。
  - ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるよう、関係金融機関に要請。
  - ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講ずるよう、関係金融機関に要請。
  - ③ 災害救助法の適用地域の被災者が、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講ずるよう、農林中金等に要請。

#### 6 営農再開に向けた支援

- (1)被災により、水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成、産地交付金)及び 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策の面積払)の対象作物について本年産の栽 培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、それぞれ交付金の対象になる ことを周知。
- (2)被害果樹・茶の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費、落下果実の利用促進に必要な経費、被災した果樹産地の継続・再生のための収穫物運搬や樹体保護に必要な経費等を助成。
- (3)被災に伴い必要となる追加防除・施肥、追加的な種子・種苗・培地の確保、 飛散したガラス等の撤去、被災した集出荷施設等における簡易な補修、他の集 出荷施設等への農作物の輸送等に要する経費を助成。
- (4)被災した酪農・畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。
  - ① 乳牛に対する乳房炎の治療・予防管理等に要する経費を助成。
  - ② 停電時に緊急的に行った非常用電源の確保等に要する経費を助成。
  - ③ 簡易畜舎等の整備、畜舎や機械等の簡易な修理等に要する経費を助成。
  - ④ 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援。
  - ⑤ 自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進剤や不足する粗飼料を購入する場合に要する経費を助成。
  - ⑥ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援。

- (5)被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)における生産者負担金の納付みなし、肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限延長、鶏卵生産者経営安定対策事業における積立金の減額等を実施。
- (6) 専門家が被災農業者を個別に訪問して、農業経営の再開に向けた相談活動を 実施。

#### 7 被災農業者の就労機会の確保、被災農業法人等の雇用の維持のための支援

- (1) 災害復旧の円滑な実施と就労機会の確保の観点から、災害復旧事業等における被災農業者の就労を促進。
- (2)被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、 農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)により必要な経費を助成。
- (3) 農業次世代人材投資事業の支援を受けている方が被災により農作業を行えない場合、復旧作業を研修や農業生産等の従事日数に加えられること、一定の研修や農業生産等の従事日数を確保できない場合には、当該休止期間に相当する期間、交付期間を延長することができる取扱いについて周知。

#### 8 農地・農業用施設の早期復旧等の支援

- (1) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動 を支援。
- (2)被災地域において、農業水利施設等の復旧を進めるとともに、水管理・維持管理の省力化や長寿命化対策、防災減災対策等の取組に対して支援。
- (3)被災地域において、農地等の復旧を進めるとともに、大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組に対して支援。
- (4)被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。

#### 9 林野関係被害に対する支援

- (1)台風第15号による風倒木被害に係る調査結果も踏まえ、治山事業や森林整備 事業により、被災した山林の早期復旧や、山地災害発生の危険性が高い地区等 における治山施設の設置等の実施を支援。
- (2)被災した木材加工流通施設等の復旧・整備や損壊した施設の撤去に要する経費を助成。

(3)被災した特用林産振興施設について、特用林産物の生産に必要なハウス・機械等の再建・修繕、損壊した施設の撤去及び生産資材の導入に要する経費を助成。

なお、再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

#### 10 水産関係被害に対する支援

- (1)被災地域において、漁港施設等の復旧を進めるとともに、防潮堤等の高潮・ 高波対策に対して支援。
- (2) 流木等による水産業への影響を最小限に食い止めるように、以下のとおり対応。
  - ① 漁場等に堆積・漂流する流木等については、漁業者等による監視、回収・ 処理に必要な経費を補助するとともに、環境省と連携し回収・処理を推進。
  - ② 海岸保全施設の機能を阻害する流木等については、農林水産省、国土交通省が連携し、回収を支援。
- (3)被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組む沿岸漁村地域に対し、必要な漁具、漁船のリース方式による円滑な導入に要する経費を助成。
- (4)漁業者・水産加工業者の経営の再開に向け、以下の支援を実施。
  - ① 被災した共同利用施設(荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設等)の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。
  - ② 流通に必要な代替機器の整備・リース導入に要する経費を助成。
  - ③ 漁港等周辺のがれき・廃棄水産物の処理、他の産地市場への水産物輸送に 要する経費を助成。

#### 11 停電への対応

- (1) 早期の営農再開に向け、停電により出荷・使用できなくなった農作物や培地 の撤去・消毒等の栽培環境の整備、追加的な種子・種苗・培地の確保、他の集 出荷施設等への農作物の輸送等に必要な経費を助成。
- (2)被災した酪農・畜産農家に対し、停電に伴い発生した乳房炎の治療、死亡・ 廃用家畜に係る家畜導入、緊急的に行った非常用電源の確保等を支援。
- (3)被災した特用林産物生産者の事業再開を支援するため、特用林産物に係る生産資材の再導入に要する経費を助成。

(4)停電により出荷・使用できなくなった産地市場や蓄養施設等の機能を回復し、 早期に経営を再開できるよう、荷さばき施設等の修繕、他の産地市場への水産 物輸送等に要する経費を助成。

#### 12 災害廃棄物処理事業の周知

被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄物は、生活環境保全上支障がある場合、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることについて、市町村廃棄物担当部局に周知。

#### 13 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政 運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置 で適切に対応。

- ※1 台風第15号が対象。
- ※2 2 (1)、2 (2)、2 (3)、6 (3)、9 (2)、9 (3)、10 (4)、11 (4)については、別紙の留意事項を参照。

(別紙)

#### 農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等における 留意事項

農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、 それぞれの農林漁業者ごと(共同利用施設の場合は施設ごと)に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

<関係する項目>

2 (1), 2 (2), 2 (3), 6 (3), 9 (2), 9 (3), 10 (4), 11 (4)

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨 (台風第10号、第13号及び第15号の暴 風雨を含む。)、台風第17号による農林水 産関係被害への支援対策について

参考資料

令和元年 10 月 1 日

#### 災害復旧事業(農地・農業用施設等)の概要

#### 1. 趣 旨

災害復旧事業(農地・農業用施設等)は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的とする。

#### 2. 事業内容

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の災害復旧を行う。

#### 3. 事業主体

国、都道府県、市町村、土地改良区等

#### 4. 補助率

国費率、補助率:50/100、65/100等

※ 農家1戸当たりの事業費により国費率、補助率の嵩上げ制 度あり。

また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の 嵩上げ制度あり。(過去5カ年の実績をみると、農地約95%、 農業用施設約98%に嵩上げ)

#### 5. お問い合わせ先

農村振興局整備部防災課(03-6744-2211)

#### 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

#### 対策のポイント ———

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費 を補助します。

#### <背景/課題>

異常な自然災害により、農林水産業共同利用施設に被害が発生した場合、農林水産業の早期再開・復旧を図るため、被災施設の速やかな復旧が必要です。

#### 政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

#### <主な内容>

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

- (1)対象となる施設の所有者 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等
- (2)対象となる施設 農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設 ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。
- (3) 採択基準及び補助率

		松扣甘潍	補助率		
		採択基準	40万円まで の部分	40万円を超え る部分	
一般災害		40万円以上	2/10		
净井巛中	告示地域**	13万円以上	4/10	9/10	
激甚災害	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10	

※ 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域 具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費(国の補助額を控除)の関係農家1戸 当たり負担額が2万円を超える地域

#### (4) 補助対象額

被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額。 ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。

| 補助率:9/10、5/10、4/10、3/10、2/10 | 事業実施主体:農業協同組合、地方公共団体等

[お問い合わせ先:大臣官房文書課災害総合対策室(03-6744-2142)]

#### 林道施設災害復旧事業

#### 1 事業内容

林地の利用または森林の保全・管理のため、地方公共団体、森林組合等が管理する林道が、自然災害により被災した場合、迅速・確実に復旧する事業

#### 2 事業主体

都道府県、市町村及び森林組合等

- 3 採択基準
  - 1箇所の工事の費用が40万円以上のもの
- 4 補助率
- (1) 基本補助率
  - ① 奥地幹線林道(幅員 3.0m 以上、利用対象森林面積 500ha 以上) 6.5/10
  - ② その他林道(奥地幹線林道以外の林道)5.0/10
- (2) 高率補助
  - ① 単年に甚大な被害を受けた地域の嵩上げ
  - ② 連年にわたり甚大な被害を受けた地域の嵩上げ
  - ③ 激甚災害指定による嵩上げ

「高率補助率(過去5ヶ年の実績)

- ① ②適用の場合 概ね8割
- ① ②+③適用の場合 概ね9割

地方負担分には、起債充当が可能(交付税措置)

[お問い合わせ先:林野庁整備課(03-6744-2304)]

#### 治 山 施 設 災 害 復 旧 事 業 (林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業)

#### 1 事業内容

地方公共団体が施行管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合の復旧事業。

2 事業主体

都道府県

(市町村)

3 補助率

2/3

(6.5/10)

4 採択限度額

1か所の工事の費用が120万円以上のもの(1か所の工事の費用が40万円以上のもの)

5 対象施設

治山ダムエ、土留工、護岸工、集水井工、アンカーエなど

注)

- ① 事業主体、補助率等の裸書きは負担法、( ) 書は暫定法に基づくもの。
- ② 補助率については、激甚災による嵩上げ措置あり。

[お問い合わせ先: 林野庁治山課(03-3501-4756)]

#### 災害関連緊急治山事業

#### 1 事業内容

再度災害を防止するため、災害により新たに発生し、又は拡大 した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に 復旧整備する保安施設事業。

#### 2 採択基準

次のいずれかに該当し、1か所の復旧事業費が原則として600万円 を超えるもの。

- 鉄道、国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害法第2条第1項の規定により指定された災害に係る市町村道にあっては、迂回路のあるものを含む。)、官公署、学校、病院等のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。
- ・ 農地、農道(関係面積 1 0 h a 以上)等に直接被害を与えると認められるもの。
- 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。など。

### 3 事業主体 都道府県

#### 4 補助率

2/3

※激甚災害法:「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

[お問い合わせ先: 林野庁治山課(03-3501-4756)]

#### 公共土木施設災害復旧事業 (漁港)

#### 1. 趣 旨

公共土木施設災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震その他の 異常な天然現象により生じた災害によって被災した漁港等の公共土 木施設を復旧することにより、公共の福祉を確保することを目的と する。

#### 2. 事業内容

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害にかかった施設を復旧する事業。

#### 【対象施設】

- ○防波堤、岸壁、航路、泊地、道路等の漁港施設
- 〇堤防、護岸等の海岸保全施設

3. 事業主体 : 漁港管理者である地方公共団体

#### <u>4. 国庫負担率</u>

- 〇 当該地方公共団体の災害復旧事業費の総額及び当該年度の 標準税収入によって決定。標準は2/3(北海道、離島、奄美、 沖縄は4/5)。
- 〇 激甚災害法に基づく政令指定により、国庫負担率が嵩上げ される。

#### 5. 主な採択要件

- 〇 1件あたり都道府県120万円以上、市町村60万円以上
- 〇 最大風速15m以上の風、最大24時間雨量80mm以上の降雨などにより発生した災害であること。

#### <u>6. 問い合わせ先</u>

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課(03-3502-5638)

#### 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (被災農業者支援型)

#### - 対策のポイント ——

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)及び台風第17号により被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去を緊急的に支援します。

被災農業者支援型を発動することにより、

- ① 対象地域が農業振興地域以外に拡大されます。
- ② 助成対象者が被災した農業者に拡大されます。
- ③ 補助上限が撤廃されます。
- ④ 撤去(解体、運搬、処分)のみの取組も可能となります。
- ⑤ 発災後、既に着手した取組についても支援対象となります。

#### 政策目標

被災農業者の農業経営の維持

#### <主な内容>

#### 1 助成対象者

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)及び台風第17号により農業用施設等が被災した者(市町村から被災証明を受けていること)であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した施設等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

#### 2 支援対象

以下に掲げる取組を対象。

- (1)農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の復旧又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- (2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入。
- (3)(1)と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備。
- (4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに 附帯施設の取得(被害前と同程度のもの)又は農産物の生産に必要な農業用機械 及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の修繕。
- (5) 倒壊した農産物の生産に必要な施設及び農業用ハウス等に流入した土砂 (土砂混じりがれき等)の撤去。

再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことや、 被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の移動は可能。

農業用ハウス等の園芸施設共済の引受対象となる施設の再建・修繕等を行う場合、再建等した施設について、園芸施設共済等の保険の加入が必要。

- 3 事業実施主体 市町村
- 4 補助率

 $<200(1) \sim (4) >$ 

- ・ 農業用ハウスについて、園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせ て事業費の1/2相当の支援
- その他については、3/10以内

< 20 (5) >

地方公共団体の費用負担があることを前提に補助率3/10以内で定額助成

定額助成の単価は以下のとおり(①~④については、撤去を行うために実際に 支出した費用と比較した上で、いずれか低い額を支払。)。

① 被覆材がガラスのハウス

1,200円/m<sup>2</sup>

② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス

880円/m

(骨材に鋼材を使っているもの、太いパイプ等で強度を向上させたものを含む。)。

③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス

290円/㎡ 4,500円/㎡

4 畜舎

⑤ その他(市町村特認)

[お問い合わせ先:経営局経営政策課 (03-6744-2148)]

#### 農業用ハウス補強への支援

農業用ハウスの復旧と併せて、今後の災害に備え、補強を行う場合は、 次の事業により支援を行います。

- ① 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)
  - ・助 成 対 象 者:人・農地プランに位置付けられた中心経営体等
  - 事業実施主体: 市町村
  - ・支 援 内 容:施工費を含めた助成
  - 補助率:3/10以内(国費上限額300万円)

[お問い合わせ先:経営局経営政策課 (03-6744-2148)]

- ② 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援事業)
  - 助成対象者:被災農業者
  - 事業実施主体:市町村、農業者団体等
  - 支援内容:資材の共同購入費の助成
  - •補助率:1/2以内

「お問い合わせ先:生産局総務課生産推進室(03-3502-5945)]

#### 持続的生産強化対策事業

(令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号対応 産地緊急支援事業)

#### 対策のポイント —

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号により、大きな被害を受けた産地に対し、営農再開・継続に向けた農業用ハウス等の導入や、追加防除・施肥・土壌診断、追加的な種子・種苗・培地の確保、飛散したガラス等の撤去、集出荷施設等の簡易な補修、他の集出荷施設等への農作物の輸送等を支援します。

#### <背景/課題>

- ・令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号により、産地において、作物、農地、農業用ハウス、集出荷施設等に大きな被害が発生しており、当該産地における農業生産や農作物の出荷に大きな影響を及ぼしています。
- ・大きな被害を受けた産地が速やかに営農再開できるよう、これに必要な農業用ハウス の設置や補強に必要な資材等の導入や、追加防除・施肥・土壌診断、追加的な種子・ 種苗・培地の確保、飛散したガラス等の撤去、被災した集出荷施設等における簡易な 補修、他の集出荷施設等への農作物の輸送等を進める必要があります。

#### 政策目標

○ 被害産地における速やかな営農再開の実現

#### <主な内容>

被災産地における円滑な営農再開を図るために必要となる取組等を支援します。

#### 1. 農業用ハウス等の導入支援

被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組む産地に対し、**農業用ハウスの設置や補強に必要な生産資材の共同購入**や、**農業機械等のリース導入に要する経費を支援**します。

#### 2. 営農再開に向けた支援

被災により必要となる被災ほ場の追加防除・施肥・土壌診断、飛散したガラス等の撤去等の栽培環境整備に必要な掛かり増し経費、追加的な種子・種苗・培地等の生産資材の共同購入に要する経費、被災した集出荷施設等における簡易な補修、他の集出荷施設等への農作物の輸送に要する経費等を支援します。

補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:市町村、農業者団体等

「お問い合わせ先:生産局総務課生産推進室(03-3502-5945)]

強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第1 3号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号 被災産地施設支援対策)

#### - 対策のポイント ----

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の 暴風雨を含む。)、台風第17号の被害を受けた産地に対し、共同利用施設や卸 売市場施設の整備等を支援します。

#### く背景/課題>

- ・令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号の影響により、集出荷施設や卸売市場施設等に大きな被害が発生しており、産地の農畜産物の出荷や卸売市場における取引に大きな影響を及ぼしています。
- ・産地における農畜産物の出荷や卸売市場における取引が円滑に行われるよう、共同利 用施設や卸売市場施設の整備等の取組を支援する必要があります。

#### 政策目標

被災産地における農業生産の回復や被災卸売市場の機能の回復を目指す (農業生産や卸売市場としての機能が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること)

#### <主な内容>

1 被災産地の競争力強化

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風17号の被害を受けた産地における農業生産の回復に向けた取組に必要な共同利用施設(集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、家畜飼養管理施設等)の整備及び被災を機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組について支援します。

また、共同利用施設の**整備に伴う被災施設の撤去・整地等の費用**も特例的に支援します。

2 被災産地における食品流通の合理化

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風17号の被害を受けた卸売市場における機能の回復に向けた取組に必要な施設の整備について支援します。

また、卸売市場施設の**整備に伴う被災施設の撤去・整地等の費用**も特例的に支援します。

交付率:都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等) 事業実施主体:都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等)

#### お問い合わせ先:

1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945) 2の事業 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059)

#### 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第1 3号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号 被災産地施設支援対策)

#### 1 産地の競争力強化

	通常の強い農業・担い手づくり 総合支援交付金	今回の災害対応の運用
成果目標	・高品質化、低コスト化など、 一定程度高い目標を設定する ことが必要	・農業生産が被災前に比べ概ね 同程度以上に回復すること
対象地域	・全ての地域	・令和元年8月から9月の前線 に伴う大雨(台風第10号、第 13号及び第15号の暴風雨を含 む。)、台風17号により、平 年を大きく上回る強度の降雨 ・強風があった地域
対象事業	・原則交付決定後に着手したもの	・令和元年8月から9月の前線 に伴う大雨(台風第10号、第 13号及び第15号の暴風雨を含 む。)、台風17号による被災 後、着工したもの
補助率	・共同利用施設の整備に係る費 用は1/2以内、4/10以内、 1/3以内等	・共同利用施設の整備に係る費 用は全て1/2以内
解体・廃棄費用、 整地費用	・解体・廃棄の費用は原則対象 外 乳業工場、でん粉工場の 再編合理化に伴い、廃棄を 行う場合のみ対象	・解体・廃棄の費用も対象 施設の種類、再編合理化 の有無を問わず対象
	・廃棄・整地費用は助成対象外	・土砂撤去等の整地費用も対象
附帯施設のみの整 備	• 助成対象外	・附帯施設のみが被災し、再整 備する場合も助成対象
乳業再編等整備	・工場の再編成が要件	・工場の再編成を伴わないもの も助成対象
上限事業費	・施設の種類毎に設定	・設定しない

#### 2 食品流通の合理化

	通常の強い農業・担い手づくり 総合支援交付金	今回の災害対応の運用
成果目標	・取扱数量の増加など、一定程 度高い成果目標を設定するこ とが必要	・市場機能が被災前に比べ概ね 同程度以上に回復すること
対象地域	・全ての地域	・令和元年8月から9月の前線 に伴う大雨(台風第10号、第 13号及び第15号の暴風雨を含 む。)、台風17号により、平 年を大きく上回る強度の降雨 ・強風があった地域
対象事業	・原則交付決定後に着手したもの	・令和元年8月から9月の前線 に伴う大雨(台風第10号、第 13号及び第15号の暴風雨を含 む。)、台風17号による被災 後、着工したもの
対象市場	・地方公共団体 ・第3セクター ・法人 ・事業協同組合等 が開設した卸売市場 (※中央卸売市場整備計画に位 置づけられた中央卸売市場 及び地域拠点市場のみ対 象)	・全ての卸売市場
補助率	・中央卸売市場については 4/10以内 ・地方卸売市場については 1/3以内	・1/2以内 (令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風17号により被災した地域の中央卸売市場及び地域拠点市場に係る卸売場・仲卸売場) ・1/3以内(上記以外の施設)
解体・廃棄費用、 整地費用	・解体・廃棄の費用は原則対象 外 ・整地費用は助成対象外	・解体・廃棄の費用も対象 ・土砂撤去等の整地費用も対象

#### 農業用ハウスの建設・改修関係企業の支店・営業所等リスト(都道府県別)

(一般社団法人 日本施設園芸協会より提供)

2019年9月現在

. \		四八 日 十 7 四 1 7 1	JA MAS JA	V 17					,,,
No.	都道府県	会社名	支店·営業所等	郵便番号	住所	電話番号	鉄骨・耐性ハウス	パイプ ハウス	備考
1		株式会社大仙	札幌支店	063-0846	札幌市西区八軒6条西4丁目2-4	011(612)6433	0		
2		渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 旭川(SC)	079-8442	旭川市流通団地2条2-20	016(648)6172	0	0	
3	北海道	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 札幌(SC)	003-0821	札幌市白石区菊水元町1条3	011(872)1051	0	0	
4		渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 函館(SC)	049-0101	北斗市追分6-2-14	013(850)8150	0	0	
5		渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 帯広(SC)	080-0046	帯広市西16条北1-22-29	015(538)5452	0	0	
7	青森県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 八戸(SC)	039-2246	八戸市桔梗野工業団地2-11-6	017(820)3011	0	0	
8	日林尔	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 青森(SC)	039-3524	青森市滝沢字下川原98-1	017(737)3265	0	0	
9	岩手県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 東北統括部	020-0846	盛岡市流通センター北1-11-18	019(637)1421	0	0	
10	岩手県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 岩手(SC)	020-0846	盛岡市流通センター北1-11-18	019(637)1421	0	0	
12		イノチオアグリ株式会 社	宮城営業所	984-0015	仙台市若林区卸町東5丁目7-29	022(355)7970	0	0	
13		株式会社大仙	仙台支店	981-1106	仙台市太白区柳生6-1-8	022(306)3421	0		
14	宮城県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 宮城(SC)	984-0032	仙台市若林区荒井字細沼94-9	022(390)9651	0	0	
15		サンキンB&G株式 会社	農芸事業部 東北出張所	348-0038	大崎市古川駅前大通3丁目4-2 3 ジュネスビル208号室	022(987)5573	0		事業所名の修正
16		仙台農建株式会社	本社	989-4203	遠田郡美里町練牛字二十号30番 地2	0229-58-1220	0	0	(新規追加)
17	秋田県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 秋田(SC)	010-0944	秋田市川尻若葉町5-5	018(824)3575	0	0	
18		渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 山形(SC)	990-0835	山形市やよい1-1-13	023(645)4198	0	0	
19	山形県	株式会社三洋	本社	997-1301	東田川郡三川町大字横山字大正 27	023(566)3685	0	0	
20		株式会社三洋	山形営業所	990-0505	寒河江市大字白岩字湯尻783-1	023(787)3901	0	0	
21	福島県	イノチオアグリ株式会 社	福島営業課	960-0684	伊達市保原張上保原字観音前1 -1	024(575)4704	0	0	(新規追加)
22		渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 福島(SC)	963-8828	郡山市大河原1-2	024(943)4788	0	0	
23	茨城県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 茨城(SC)	319-0111	小美玉市中野谷字西原501	029(949)1026	0	0	

No.	都道府 県	会社名	支店·営業所等	郵便番号	住所	電話番号	鉄骨・耐候 ウス	パイプ ハウス	備考
24	栃木県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 栃木(SC)	329-0402	下野市笹原95-8	0285(44)9881	0	0	
25		イノチオアグリ株式会 社	関東営業所	374-0024	館林市本町1丁目8-2	0276(70)7761	0	0	
26		渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 関東統括部	373-0823	太田市西矢島町626-1	0276(45)6521	0	0	
26	群馬県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 群馬(SC)	373-0823	太田市西矢島町626-1	0276(45)6521	0	0	
27		カネコ種苗株式会社	本社・システム販 売部	371-8503	前橋市古市町1-50-12	027(251)1611	0		全国的な工事関係の対 応窓口
28		株式会社大仙	関東支社	343-0002	越谷市平方1898-1	048(976)1201	0		
29	埼玉県	サンキンB&G株式 会社	農芸事業部 関東支店	348-0038	羽生市小松台2丁目705番19号	048(561) 5200	0		
30		渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 埼玉(SC)	331-0811	さいたま市北区吉野町2-191-10	048(669)1531	0	0	
31		渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 千葉(SC)	264-0007	千葉市若葉区小倉町836	043(236)3991	0	0	
32		長谷川興業株式会 社	本社	289-0516	旭市米込1299	0479(68)1066	0		
33	<b>工</b> 莊 旧	平林物産株式会社	本社	298-0295	夷隅郡大多喜町森宮138	0470(82)2611	0	0	
34	千葉県	平林物産株式会社	旭事業所	289-2534	旭市泉川1490-1	0479(63)8555	0	0	
35		平林物産株式会社	館山事業所	294-0823	南房総市府中604	0470(36)3400	0	0	
36		平林物産株式会社	八千代事業所	276-0022	八千代市上高野457-9	047(485)1199	0	0	
37	東京都	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 関東事業所	104-0045	中央区築地5-6-10 浜離宮パークサ 小プレイス16階	03(3549)3080	0	0	
38	米水和	株式会社三洋	東京営業所	101-0047	千代田区内神田1-17-8 (内神田ビル4階)	03(3518)2140	0	0	
39		トミタテクノロジー株 式会社	本社	236-0004	横浜市金沢区福浦1丁目1番 横 浜金沢ハイテクセンター テクノタ ワー16階	045(783)6161	0		
40	新潟県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 新潟(SC)	950-2032	新潟市西区的場流通1-2-6	025(269)5821	0	0	
41	富山県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 富山(SC)	939-8221	富山市八日町247-25	076(429)6206	0	0	
42		株式会社大仙	松本営業所	399-0027	松本市寿南1-34-3	0263(88)9155	0		
43	長野県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 小諸(SC)	384-0061	小諸市加増3-8-43	0267(22)9950	0	0	
44		渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 長野(SC)	399-8212	安曇野市堀金三田1326	0263(71)2709	0	0	
45	岐阜県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 岐阜(SC)	501-6302	羽島市舟橋町4-45	058(397)1571	0	0	
46	<b>以</b> 华尔	トヨタネ株式会社	岐阜営業所	501-6239	羽島市江吉良町江南2丁目3	058(372)2677	0	0	
47		イノチオアグリ株式会 社	浜松営業所	431-1103	浜松市西区湖東町5639	053(486)2811	0	0	
48		渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 静岡(SC)	422-8009	静岡市駿河区弥生町4-76	054(263)2526	0	0	
49	静岡県	トヨタネ株式会社	浜松営業所	431-1304	浜松市北区細江町中川 不動平 7172-150	053(527)2330	0	0	
50	肝叫乐	トヨタネ株式会社	浜岡営業所	437-1604	御前崎市佐倉2977-1	0537(86)7161	0	0	
51		トヨタネ株式会社	静岡営業所	422-8034	静岡市駿河区高松1丁目4-7	054(237)7782	0	0	
52		株式会社山本産業	本社	438-0833	磐田市弥藤太島 532	0538(32)9211	0	0	(新規追加)

	No.		会社名	支店·営業所等	郵便番号	住所	電話番号	耐候 性ハ		備考
注	53		社	本社営業課	441-8142	豊橋市向草間町字北新切95	0532(48)4513	0	0	
技術の	54			豊橋営業所	441-8132	豊橋市南大清水町字元町255-1	0532(25)7711	0	0	
技術の	55			田原営業所	441-3427	田原市加治町諸田52	0531(23)1511	0	0	
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	56			渥美営業所	441-3614	田原市保美町大原77-1	0531(32)2411	0	0	
社	57			豊川営業所	442-0805	豊川市三谷原町北浦82	0533(83)5111	0	0	
技術の表面を表別	58			西三河営業所	445-0052	西尾市横手町上泓2	0563(56)3111	0	0	
#式会社大仙 提業常素所 441-8503 田原市若見町島居3-1 053(45)3391 ○	59			尾張営業所	496-0903	愛西市内佐屋町佐屋河原53-3	0567(28)8721	0	0	
株式会社火仙   湯美栄素所   41-3503   田原市若見町島府3-1   0531(45)3391   ○	60		株式会社大仙	中部支社	440-8521	豊橋市下地町字柳目8	0532(54)6521	0		
	61	愛知県	株式会社大仙	渥美営業所	441-3503	田原市若見町鳥居3-1	0531(45)3391	0		
10.5   10.5	62		株式会社大仙	名古屋支社	462-0063	名古屋市北区丸新町40	052(902)1661	0		
193	63		渡辺パイプ株式会社		441-8083	豊橋市東脇3-8-14	0532(35)1240	0	0	
日本の主義の	64		トヨタネ株式会社	本社	441-8517	豊橋市向草間町字北新切12番地 1	0532(45)4137	0	0	
トヨタネ株式会社   渥美営業所   441-3613   田原市古田町工ゲノ前138-1   0531(33)0231   ○ ○     トヨタネ株式会社   田原営業所   441-3432   田原市古田町工ゲノ前138-1   0531(25)1011   ○ ○     トヨタネ株式会社   安城営業所   445-0802   西尾市米津町北浦32番地9   0563(55)7202   ○ ○ ○     70 三重県   トヨタネ株式会社   松阪営業所   515-0324   多気郡明和町金剛坂812-33   0596(52)7722   ○ ○ ○     株式会社大仙   関西支社   567-0059   茨木市清水1-16-35   072(643)5201   ○ ○     大阪府   大阪府   会社   サンキンBをG株式   会社   西部営業部   西部営業部   550-0013   大阪市西区新町2丁目15番27号   06-6539-3281   ○ ○     74   ガリンキンBをG株式   大阪店の営業部   万97-0081   貝塚市産区新町2丁目15番27号   06(6539)3221   ○ ○     75   渡辺バイブ株式会社   大阪区の   フリーン事業部   556-0023   大阪市設速区稲荷1-4-7   06(6563)6001   ○ ○     京藤県   渡辺バイブ株式会社   大阪区の   万97-028   兵庫区の   797-028   兵庫区の   797-028   長庫区の   797-028   長庫区の   675-1105   加古郡稲美町加古382   079(492)9371   ○ ○   日本のより   日本の	65		トヨタネ株式会社	豊橋営業所	441-8517	豊橋市向草間町字北新切2-1	0532(46)3500	0	0	番地修正
トョクネ株式会社 日原営業所 441-3432 田原市野田町長田56-1 0531(25)1011 ○ ○     トョクネ株式会社 安城営業所 445-0802 西尾市米津町北浦32番地9 0563(55)7202 ○ ○     フェ	66		トヨタネ株式会社	豊川営業所	442-0013	豊川市大堀町323-1	0533(84)7331	0	0	
日夕   日夕   日夕   日夕   日夕   日夕   日夕   日夕	67		トヨタネ株式会社	渥美営業所	441-3613	田原市古田町エゲノ前138-1	0531(33)0231	0	0	
19   19   19   19   19   19   19   1	68		トヨタネ株式会社	田原営業所	441-3432	田原市野田町長田56-1	0531(25)1011	0	0	
株式会社大仙 関西支社 567-0059   茨木市清水1-16-35 072(643)5201 ○	69		トヨタネ株式会社	安城営業所	445-0802	西尾市米津町北浦32番地9	0563(55)7202	0	0	
フェート   フェート	70	三重県	トヨタネ株式会社	松阪営業所	515-0324	多気郡明和町金剛坂812-33	0596(52)7722	0	0	
会社   本部   550-0013   大阪市西区新町2丁目15番27号   06-0539-3201   ○	71		株式会社大仙	関西支社	567-0059	茨木市清水1-16-35	072(643)5201	0		
会社   西部営業部   350-0013   大阪市西区利用2   113 日 13 日 17   000335/3221   ○	72			本部	550-0013	大阪市西区新町2丁目15番27号	06-6539-3281	0		
大阪(SC)   大阪(SC)   大阪(SC)   大阪(SC)   大阪(SC)   大阪(大阪(SC)   大阪(大阪(SC)   大阪(大阪(SC)   大阪(大阪(大阪(SC)   大阪(大阪(大阪(K) 大阪(大阪(K) K))   大阪(大阪(K) K)   大阪(K) K)   大阪(K) K   大阪(K) K)   大阪(K) K   大阪(K) K   大阪(K) K   大阪(K) K) K   大阪(K) K	73	大阪府			550-0013	大阪市西区新町2丁目15番27号	06(6539)3221	0		
76   兵庫県   渡辺パイプ株式会社   関西事業所   536~0023   入阪川茂座区福旬1~4~7   506(535)6001   ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	74		渡辺パイプ株式会社		597-0081	貝塚市麻生中1030-1	072(420)0617	0	0	
10   5月   1	75		渡辺パイプ株式会社		556-0023	大阪市浪速区稲荷1-4-7	06(6563)6001	0	0	
17   高依原	76	兵庫県	渡辺パイプ株式会社		675-1105	加古郡稲美町加古382	079(492)9371	0	0	
79   株式会社大仙   広島支店   731-0113   広島市安佐南区西原8-24-10   082(875)1210   ○	77	島根県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 島根(SC)	690-0025	松江市八幡町880-57	0852(37)2921	0	0	
広島県 渡辺ペイプ株式会社 広島(SC)     729-0419 三原市南方2-14-12 0848(86)5351 ○ ○       81 香川県 接辺ペイプ株式会社 万リーン事業部 渡辺ペイプ株式会社 香川(SC)     761-8057 高松市田村町892 087(865)8311 ○ ○       82 渡辺ペイプ株式会社 香川(SC)     761-0101 高松市春日町1733-1 087(841)4111 ○ ○       83 高知県 渡辺ペイプ株式会社 高知(SC)     783-0005 南国市大埇乙875-1 088(863)0971 ○ ○	78	岡山県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部	701-0301	都窪郡早島町矢尾803	086(292)2900	0	0	
80     渡辺パイプ株式会社 広島(SC)     729-0419     三原市南方2-14-12     0848(86)5351     ○       81     香川県     株式会社大仙     四国支店     761-8057     高松市田村町892     087(865)8311     ○       82     ※週辺パイプ株式会社 香川(SC)     761-0101     高松市春日町1733-1     087(841)4111     ○       83     高知県     渡辺パイプ株式会社 高知(SC)     783-0005     南国市大埇乙875-1     088(863)0971     ○	79	<b>比</b> 自 但	株式会社大仙	広島支店	731-0113	広島市安佐南区西原8-24-10	082(875)1210	0		
82     香川県       渡辺ペイプ株式会社     グリーン事業部 香川(SC)       761-0101     高松市春日町1733-1       83     渡辺ペイプ株式会社       高知県     7リーン事業部 高知(SC)       783-0005     南国市大埔乙875-1       088(863)0971     ○	80	<b>ム</b> 局界	渡辺パイプ株式会社		729-0419	三原市南方2-14-12	0848(86)5351	0	0	
接辺パイプ株式会社   グリーン事業部   761-0101   高松市春日町1733-1   087(841)4111   ○ ○     83	81	<b>孟</b> 川坦	株式会社大仙	四国支店	761-8057	高松市田村町892	087(865)8311	0		
高知県	82	省川県	渡辺パイプ株式会社		761-0101	高松市春日町1733-1	087(841)4111	0	0	
	83	古细田	渡辺パイプ株式会社		783-0005	南国市大埇乙875-1	088(863)0971	0	0	
	84	向却界	株式会社 丸昇農材	本社	785-0009	須崎市西町2丁目9-26	0889(42)0513	0		

No.	都道府 県	会社名	支店·営業所等	郵便番号	住所	電話番号	鉄骨・ 耐候 性ハ ウス	パイプ ハウス	備考
98		イノチオアグリ株式会 社	福岡営業所	833-0055	筑後市熊野字車路1407-2	0942(54)0511	0	0	
	福岡県	八女カイセー株式会 社	本社	834-0114	八女郡広川町大字太田1024番地	0943(32)1148	0	0	(新規追加)
99		株式会社大仙	九州支社	816-0922	大野城市山田2-1-1	092(501)6414	0		
101	佐賀県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 佐賀(SC)	841-0042	鳥栖市酒井西町字樋の口689-5	0942(85)3003	0	0	
103	熊本県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 熊本(SC)	861-4144	熊本市南区富合町釈迦堂字下廻 渕480-4 地	096(357)7211	0	0	
105		トヨタネ株式会社	九州出張所	866-0052	八代市麦島西町1-13 井原マン ション1-2	0965(31)5110	0	0	
107	宮崎県	株式会社大仙	宮崎支店	880-0912	宮崎市大字赤江94-1	0985(56)9327	0		
108	宮崎県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 宮崎(SC)	880-2211	宮崎市高岡町花見2142-26	0985(82)5172	0	0	
111	鹿児島県	渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 鹿児島(SC)	891-1302	鹿児島市東佐多町2000	099(245)5770	0	0	
113	沖縄県	サンキンB&G株式 会社	農芸事業部 沖縄出張所	904-2142	沖縄市登川1276-1コーポ盛2-2	098(934)8630	0		
114		渡辺パイプ株式会社	グリーン事業部 沖縄(SC)	901-1204	南城市大里稲嶺1039	098(852)7075	0	0	

(全国農業資材商業会より提供) 2019年9月現在

\_		貝切向未云より延供				2019年9月現住
No.	都道府	会社名	支店·営業所等	郵便番号	住所	電話番号
1	北海道	シーアイマテックス株 式会社	北海道支店	082-0014	河西郡芽室町東 4 条6-1-10	0155-62-4165
2	14年月	タキイ種苗	北海道支店	060-0004	札幌市中央区北4条西16丁目-1	011-613-1234
3	宮城県	シーアイマテックス株 式会社	仙台支店	980-0021	仙台市青葉区中央2丁目9-27プライムスクエア広瀬通2階	022-225-8674
4	百观乐	タキイ種苗株式会社	東北支店	984-0015	仙台市若林区卸町3-2-17	022-238-6111
5	群馬県	カネコ種苗株式会社	本社・システム販 売部	371-8503	前橋市古市町1-50-12	027-251-1611
6	東京都	オカモト化成品株式会 社		110-0016	台東区東1-19-8	03-6803-2013
7	果果的	シーアイマテックス株 式会社		108-6, 013	港区港南2-15-1 品川インターシティA棟13階	03-6711-4532
8	神奈川県	株式会社サカタのタネ	ソリューション 統括部	224-0041	横浜市都筑区仲町台2-7-1	045-945-8808
9	茨城県	タキイ種苗株式会社	関東支店	305-0818	つくば市学園南2-8-2	029-854-0123
10	愛知県	オカモト化成品株式会 社		442-0819	豊川市住吉町1-91	0533-86-5208
11	发加乐	シーアイマテックス株 式会社	名古屋支店	463-0071	名古屋市守山区新守町 8	052-758-0801
12	京都府	タキイ種苗株式会社	資材部	600-8686	京都市下京区梅小路猪熊東入	075-365-0123
13	+ 大阪府	シーアイマテックス株 式会社	大阪支店	550-0013	大阪市西区新町1-4-24 大阪四ツ橋新町ビル6階	06-4803-5155
14	八州人们	オカモト化成品株式会 社	大阪支店	540-0022	大阪市中央区糸屋町2-4-6 オカモトビル5階	06-6105-0013
15		オカモト化成品株式会 社	九州営業所	815-0035	福岡市南区向野1-13-9森藤第6ビル2階	092-557-3532
16	福岡県	タキイ種苗株式会社	福岡支店	812-0008	福岡市博多区東光2-17-27	092-452-7380
17		シーアイマテックス株 式会社	福岡支店	815-0032	福岡市南区塩原4-4-21	092-554-9250

# パイプの自力施工

パイプハウスを建てたいけど、工事費が高い、時間が掛かるとお悩みの方!部会や法人で自力施工に取り組んでみませんか?

こんな困り事、ございませんか?

### 学金 ① 工事費が高い…

#### 自力施工ならコストダウン!

資材費、輸送費等 約80%

施工費 約20%



2 注文してから時間が掛かる・・・

#### 自力施工なら待たずに着工!

資材注文後、施工業者を待たずに、すぐ着工できるので、 災害後の混雑時にもスピーディに対応出来ます。

### 3.5

3 でも建て方が分からない・・・

#### 自力施工はマニュアル&動画で安全安心!

全農ホームページで「パイプハウス建て方マニュアル」と解説動画を公開中! 安全に配慮した施工に役立てられます。

**⇒**マニュアル、動画の詳細はウラ面をご覧下さい。

農林水産省 生産局 園 作物課 TEL 03-3593-6496

### & 解説動画

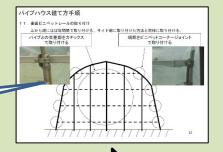
○全農が簡易なパイプハウスの建て方をまとめた「パイプハウス建て方マニュアル」を作成し、関連の動画資料とともに全農ホームページで掲載中です。自力施工のご参考に、どうぞご利用下さい。

URL:http://www.agri.zennoh.or.jp/N\_index.aspx

### 《パイプハウス建て方マニュアル》



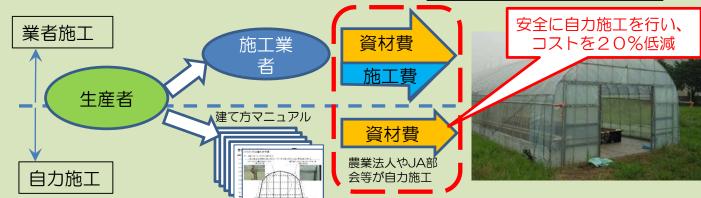
工程ごとにカラー写真と図 を用いた説明 ハウスを施工する際に安全 を確保するための注意点を 記載



### 

全編25分で安全管理から地取り、支柱の補強まで細かく解説 再生回数17万回以上!





# 漁場油濁被害対策事業

# へ対策のポイント

**原因者が判明しない漁場油濁**に際し、 **漁業者等が行う**漁場油濁の拡大防止及び**汚染漁場の清掃に要した費用を支弁**するほか、漁業被害額及び防除費 等の**審査認定**、油防除の指導者を養成するための**講習会の開催**や、漁場油濁事故発生時に**事故現場へ専門家を派遣**します。

## 〈政策目標〉

(種苗放流等による資源造成の推進と環境負荷の少ない持続的な養殖業の推進) 水産資源の回復

### 業の内容へ 冊

# 防除清掃事業

原因者不明の漁場油濁事故に対して、被害の拡大を防止するため漁業者が 実施する防除活動に対し、その費用を支弁します。

曹

黑

衣

HIII

被

涭

無

掉

無

防除·清掃事業費(定額)

[国]負担(1/4)

Λ

沙

I

×

7 洲

冊

# 審査認定事業

№ 1. に係る漁業被害額及び防除費等の審査認定のための会議開催を支援します。

# 漁場油濁被害防止対策事業 . ო

漁場油濁防止対策・指導者養成事業:漁場油濁被害の未然防止及び軽減のた めに、油汚染防除に関する必要な基本的知識及び対応策について、現場における 実技指導等を含めた講習会の開催等の実施を支援します。  $\bigcirc$ 

【民間事業者】 拠出 (1/2)

【都道府県】 負担 (1/4)

確保するため、油防除・海上防災の専門家を事故現場へ派遣することに対し支援し 漁場油濁被害対策・専門家派遣事業:油濁事故の初期における的確な対応を ₩ ₩ 0

# く事業の流れく

1. 防除清掃事業費

民間団体等 定額 H

防除·清掃費

2. で認定した

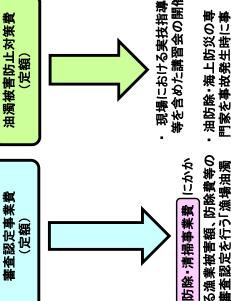
審査認定事業費、3. 漁場油濁被害防止対策事業費 7



民間団体等

定額

漁業協同組合



等を含めた講習会の開催

・油防除・海上防災の専 門家を事故発生時に事 故現場へ派遣

嵌害等認定審査会 ]の開催

漁業者等が行う漁場油濁の

防除・清掃に要した費用の 支弁





汚染漁場の回復を図る 被害漁業者の迅速な救済と漁場油濁の拡大防止、

3

[お問い合わせ先] 水産庁漁場資源課 (03-6744-2382)

#### 農林漁業施設資金 (災害復旧)

漁船、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するために必要な長期資金を(株)日本政策金融公庫が融通する。

#### 1 借入対象者

- (1)漁業を営む個人・法人(常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トンが3,000トン以下)
- (2)漁業生産組合
- (3) 水産業協同組合(漁業生産組合を除く) (共同利用施設に限る)

#### 2 借入条件

(1) 資金使途

災害により漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金

① 農林漁業施設(主務大臣指定施設)

漁船、漁具、内水面養殖施設(ふ化室、養魚池、餌料倉庫等)、海面養殖施設(養殖用筏施設、養殖池、養殖作業用船舶、作業場、給餌施設、処理加工施設、人工採苗施設、倉庫、運搬船等)、漁船漁業用施設(水産物処理加工施設、作業場等)の復旧に要する費用

② 共同利用施設

漁業協同組合等が設置する水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同 利用施設の復旧に要する費用

(2)借入限度額:負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円、漁船 1,000万円等)のいずれか低い額

(共同利用施設は負担額の80%)

(3) 借入金利:0,02%(令和元年9月19日現在)

(共同利用施設は0.02%)

(4) 償還期限:15年以内(据置3年以内)

(共同利用施設は20年以内(据置3年以内))

#### 3 取扱融資機関

(株) 日本政策金融公庫の各支店(農林水産事業)、沖縄振興開発金融公庫

#### 4 利 用 方 法

借入希望者は、最寄りの公庫各支店に必要書類を提出

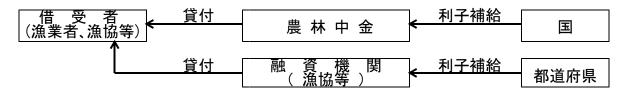
#### 5 担 当 課

水産庁水産経営課 03-6744-2347 (直)

#### 漁業近代化資金の概要

漁業近代化資金は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国又は都道府県が補給措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

(漁業近代化資金融通法 (昭和44年法律第52号) に基づき昭和44年に創設)



- 1 貸付資金の種類
  - ① 漁船の改造・建造又は取得に要するもの。
  - ② 漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの。
- 2 借受資格者
  - ① 漁業・水産加工業を営む個人
  - ② 漁業生産組合
  - ③ 漁業・水産加工業を営む法人(水産業協同組合を除く。)
  - ④ 漁業協同組合・水産加工業協同組合
  - ⑤ 漁業協同組合連合会·水産加工業協同組合連合会 等

#### 3 貸付条件

貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	融資率
漁船漁業者(20t未満) (20t以上)	0.02% 0.05%	9 千万円 3 億 6 千万円	1 号 / 漁船 : 20年 (3 年) (機器等:10年 (3 年)) 2 号 / 施設 : 15年 (3 年)	原 則 80%
養殖業者(個人) (法人)	0. 02% 0. 02%	9 千万円 3 億 6 千万円	2 5 / 施設 : 10年 (3 年)   (漁協等:20年 (3 年))   3 号 / 機具:7 年 (2 年)   (漁協等:10年 (2 年))	
水産加工業者	0.02%	9 千万円	(漁協等:10年(2年))   4号/漁具・養殖施設   :5年(2年)	
複合経営	0.02%	3億6千万円		
漁協等	0.02%	12億円	6号/漁村施設 :20年(3年) 7号/特認:15年(3年)	

(※R1.9.19現在)

#### 4 融資機関

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫

5 担当課 水産庁水産経営課 03-6744-2347(直)

#### 水産金融総合対策事業のうち 漁業経営基盤強化金融支援事業

1 認定漁業者が、漁業経営改善計画を達成するため公庫資金(漁業経営改善支援 資金、漁船資金)又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の 取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、認定漁業者の金利負担の軽 減(実質無利子化)を図る。

(対 象 者) 認定漁業者

(融資枠) 80億円の内数

(助成内容)

ア 対象資金 公 庫 資 金:漁業経営改善支援資金

漁業近代化資金: 1~5号資金

利子助成の対象となる借入金の上限

公 庫 資 金:漁船関係資金 4億5千万円 長期運転資金、漁具、施設 1億円

漁業近代化資金: 1 号 資 金 2億円

2~5号資金 1 億円

ウ 利子助成期間 漁船関係資金 (2億円超過)、その他資金 : 5年 漁船関係資金(2億円以下)(※) :10年

※ 計画期間内に経営改善計画の達成(付加生産額の伸び率が15% 以上)が見込まれない場合にあっては、新たな計画の認定が必要

自然災害等により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が 負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、負担の軽減(実質無利子化) を図る。

(対 象 者) 自然災害等の影響を受けた漁業者

(融資枠) 80億円の内数

(助成内容)

ア 対象資金 公庫資金及び漁業近代化資金の災害関連資金等

利子助成の対象となる借入金の上限(災害関連資金の場合)

公庫資金:運転資金 1千万円

> その他資金 5千万円

漁業近代化資金 : 1~4号資金 5千万円

5 号 資 金 1千万円

ウ 利子助成期間 5年

- 令和元年度予算額(前年度予算額) 3 95,671千円(104,089千円)
- 4 お問い合わせ先 水産庁水産経営課金融第1班 ☎03-6744-2347

#### 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号 及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号により、 本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない農家の皆様へ

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号により、栽培の継続を断念せざるを得ない場合、以下の支援の対象となります。

#### 災害により栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援策

品目(例)	農業共済	水田活用の (注2) 直接支払交付金 (水田のみ)	畑作物の <sup>(注3)</sup> 直接支払交付金
<b>米</b> (主食用米)	0		
<b>米</b> (非主食用米)	0 +	O (注4)	
大豆	0 -	- 0	O (面積払のみ)
そば	0 -	O (注5)	(面積払のみ)
飼料作物		Ο	

- (注) 1 農業共済は、農業共済に加入しており、被災時点で責任期間(移植期又は発芽期から収穫まで)にあるものが支払対象となります。また、地域の共済組合に、被害の連絡をお願いします。 ※詳しい内容は、地域の共済組合へお問い合わせください。
  - 2 水田活用の直接支払交付金については、上記の他、県や地域において要件や単価を設定する 産地交付金の対象となる場合があります。

※詳しい内容は、地域農業再生協議会へお問い合わせください。

- 3 畑作物の直接支払交付金の対象は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたねです。
- 4 飼料用米等の数量払いの標準単収値については、当年産の作柄(作柄表示地帯別)に応じて 調整します。また、収穫、出荷・販売を行うことができない場合は、5.5万円/10aが交付されます (多収品種に取り組んでいる場合は産地交付金(注5)により1.2万円/10aが交付されます。)。
- 5 都道府県に産地交付金として追加配分されるものであり、県・地域の設定によっては、異なる単価が設定されている場合があります。

#### 【農林水産省担当課】

● 農業共済

経営局保険監理官 03-3502-7380

● 水田活用の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金

北海道農政事務所担い手育成課 011-330-8809 近畿農政局経営政策調整官 075-366-0117 東北農政局経営政策調整官 022-722-7337 中国四国農政局経営政策調整官 086-230-4256 関東農政局経営政策調整官 048-740-0098 九州農政局経営政策調整官 096-300-6292 北陸農政局経営政策調整官 076-232-4133 沖縄総合事務局経営課 098-866-1628

東海農政局経営政策調整官 052-223-4626

※産地交付金の具体的な要件・単価等については地域農業再生協議会へお問い合わせください。

#### 農林水産省

#### 果樹·茶産地再生支援対策

#### 対策のポイント ——

被害果樹・茶の改植及び未収益期間に対する支援を行います。また、果樹の収穫物の運搬や樹体保護、被害果実の利用促進に対する支援を行います。

#### <背景/課題>

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号により、被害が発生した果樹・茶産地の営農の継続・再生に向けた支援を行います。

#### 政策目標 —

被災した果樹・茶産地の速やかな再生

#### <主な内容>

#### 1. 果樹産地の継続・再生支援

- (1)果樹産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、大雨や台風により被害が生じた**果樹の改植及び未収益期間**に対する支援を行います。この際、通常の優良品目・品種への面的な改植だけでなく、被害果樹の同一品種への改植や被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」も可能とします。
- (2) 道路の寸断等により困難となる収穫物の運搬や樹体保護に必要な経費に対する支援を行います。
- (3)被害果実の分別集荷の促進、加工原料用被害果実の段階的出荷のための一時貯蔵、被害果実やその加工品の消費拡大のためのPR活動等の被害果実の利用促進に対する支援を行います。

補助率:定額、1/2

事業実施主体:民間団体、(公財)中央果実協会

#### 2. 茶産地の継続・再生支援

茶産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、大雨や台風により被害が 生じた茶園の改植、改植に伴う未収益期間等に対する支援を行います。

補助率:定額

事業実施主体:農業者等の組織する団体

#### お問い合わせ先:

果樹について 生産局園芸作物課 (03-3502-5957)

茶について 生産局地域対策官 (03-6744-2117)

6 (2)

自然災害時の特例として、

②被害を受けた樹体ごとの「<u>スポット</u>

<u>的な改植</u>」(被害を受けた樹体を含めた 改植の総面積が農家単位で概ね2a以上)

①被害果樹の同一品種への改植

も可能です。

#### 果樹への支援

#### 具体的な支援の内容

- <① 改植に必要な苗木代、樹体の撤去費用等>
  - 23万円/10a (みかん等のかんきつ)
  - 17万円/10a(ぶどう、もも、なし等の落葉樹)
  - 33万円/10a(かき、なしのジョイント栽培等)
  - 1/2以内 (その他果樹)
- <② 未収益期間に必要な肥料代や農薬代等>
  - 5.5万円/10a × 改植の翌年から4年分(=22万円/10a)を一括交付
- <③ 収穫物の運搬や樹体保護に必要な経費>
  - ・作業を行うための雇用に係る経費:上限5,600円/人・日
  - ・運搬車・アシストスーツ等の運搬補助機材のレンタル費用: 1/2以内
- <④ 被害果実の利用促進に必要な経費>
  - ・加工原料用被害果実の一時貯蔵等に要する経費: 1/2以内
  - ・被害果実やその加工品の消費拡大PRに要する経費: 1/2以内

#### 手続きの流れ

[計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]

①、②の取組:

果樹生産者

③、④の取組: 生産出荷団体等

「産地協議会」が 産地内の計画を 取りまとめて提出 <u>県基金協会等</u>

県内の計画を とりまとめ提出 全国団体

※事業申請の随時受付、優先的な採択を行います。

#### 茶への支援

#### 具体的な支援の内容

改植等に対して以下の単価で支援(未収益期間に対する支援も含む)。

- ・ 改植、移動改植: 29.3万円/10a(異なる品種への改植は33.3万円/10a)
- 新植: 12万円/10a台切り: 7万円/10a
- 担い手への集積等に伴う茶園整理:5万円/10a
- 棚栽培への転換:4万円/10a
- 棚栽培への転換等に必要な資材費: 10万円/10a

#### 手続きの流れ

[計画申請(→→)、補助金交付(←→)の流れ]

#### 茶生産者グループ

茶工場単位等で、

- ・どう改植を進めるか、
- ・誰が生産を担うか などについて話し合い

#### JA·茶生産協議会等

事業実施計画、 品質向上戦略を作成 26 農林水産省

#### 被災された酪農・畜産経営に対する支援策について

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号により被災された酪農・畜産農家の方々に対して次のとおり支援策を講じます。

#### 1 酪農

(1)被災された酪農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、乳用牛の地域内の酪農家への預託、家畜導入、乳房炎の治療・予防管理、発電機の借上げ等への支援を実施します。

【畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち酪農経営災害緊急支援対策事業】

<具体的な補助対象>・簡易畜舎等の整備支援 : 補助率 1/2 以内

・畜舎・付帯施設・機械の修理: 補助率 1/2 以内

・家畜の避難や預託への支援 : 補助率 1/2 以内

・家畜導入の支援 : 補助率 1/2 以内

(上限:妊娠牛275 冊/頭、繁殖雌牛175 冊/頭)

・乳房炎の治療・予防管理等への支援 : 補助率 1/2 以内等

・停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等への支援

:補助率 1/2 以内

#### (2) 酪農ヘルパー利用への追加支援

【酪農経営支援総合対策事業】

被災された酪農家における応急的な搾乳作業等のためのヘルパー利用を傷病 時等の互助基金の対象に追加します。

#### 2 肉用牛

(1)被災された肉用牛農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理、飼養管理の付 帯施設・機械の簡易な修理、繁殖雌牛の地域内の繁殖農家への預託、家畜導 入、発電機の借上げ等への支援を実施します。

【畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち肉用牛経営災害緊急支援対策事業】

<具体的な補助対象>・簡易畜舎等の整備支援 : 補助率 1/2 以内

・畜舎・付帯施設・機械の修理:補助率 1/2 以内・家畜の避難や預託への支援:補助率 1/2 以内

・家畜導入の支援 : 補助率 1/2 以内

(上限:妊娠牛275 秤/頭、繁殖雌牛175 秤/頭)

・停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等への支援

: 補助率 1/2 以内

- (2) 肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回る場合に差額の一部を交付する【肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)】において、被災された畜産農家の生産者負担金の納付みなし等の特例措置を実施します。
  - ① 生産者負担金の納付みなし
    - ・ 令和元年 11 月末日までに納付期限を迎える生産者負担金を対象に、納付みなしを実施します。この場合、通常の交付金額の国費相当分(3/4)を 交付します。
  - ② 県間移動等の肥育牛を交付対象に追加
    - ・ 令和元年 11 月末日までに他の都道府県に移動して肥育された肥育牛について、交付金の交付対象となるよう移動制限の要件を緩和します。
    - ・ 他の登録生産者に権利を承継した肥育牛について、交付金の交付対象となるよう権利義務の承継の要件を緩和します。
  - ③ 肥育牛の前倒し出荷を交付対象に追加
    - ・ 令和元年 11 月末日までに満 12 か月齢以上で販売された肥育牛について、 交付金の交付対象となるよう肥育期間の要件を緩和します。
- (3) 肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、補給金を交付する 【肉用子牛生産者補給金制度】において、被災された畜産農家に対し、生産者負担金の納付期限延長の特例措置を実施します。
  - ・ 令和元年9~11月に生後6か月齢に達する肉用子牛について、生産者負担 金の納付期限を6か月齢未満から9か月齢未満まで3か月間延長します。

#### 3 養豚

(1) 被災された養豚農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、豚の緊急的な避難、家畜導入、発電機の借上げ等への支援を実施します。

【畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち養豚経営災害緊急支援対策事業】

<具体的な補助対象>・簡易畜舎等の整備支援 : 補助率 1/2 以内

・畜舎・付帯施設・機械の修理:補助率 1/2 以内・家畜の避難への支援:補助率 1/2 以内

・家畜導入の支援 : 補助率 1/2 以内

(子取用雌豚 40 冊/頭を上限)

・停雷時の電力確保に要した発電機の借上げ等への支援

: 補助率 1/2 以内

- (2) 肥育豚1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回る場合に差額の一部を交付する【肉豚経営安定交付金(豚マルキン)】において、被災された畜産農家の生産者負担金の納付みなしの特例措置を実施します。
  - ・ 令和元年度第2四半期(令和元年7~9月)分の生産者負担金を対象に、納付みなしを実施します。この場合、通常の交付金の国費相当分(3/4)を交付します。

## 4 養鶏

- (1)被災された養鶏農家に対し、発電機の借上げ等への支援を実施します。 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち養鶏経営災害緊急支援対策事業】
  - <具体的な補助対象>・停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等への支援 : 補助率 1/2 以内
- (2) 鶏卵の標準取引価格が補塡基準価格を下回る場合に差額の9割を補塡する【鶏卵生産者経営安定対策事業】において、被災された鶏卵農家に対し、積立金の減額や積立金残額の返還を実施します。

## 5 飼料

(1) 自給飼料の被害に対する支援

自給飼料の被害を受けた酪農・畜産農家に対し、自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進資材や不足する粗飼料の購入経費等への支援を実施します。

【畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち粗飼料確保緊急対策事業】

<具体的な補助対象>・発酵促進資材の購入費助成 :補助率 1/2 以内

・給与前の品質確認のための分析費:定額

・台風被害により不足する粗飼料の購入費助成

:定額(5千円/トン以内)

# 6 その他

畜産関係の負債整理資金の緊急的融通 【畜産特別支援資金融通事業】

被災による経営悪化で負債の償還に支障が生じた経営体に対しては、畜産特別資金(大家畜・養豚特別支援資金)について、通常の貸付日(5月及び11月の末日)に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通します。

## 【お問い合わせ先】

1	(1)	生産局	牛乳乳製品課	生乳班	(03-3502-5988)
	(2)		畜産企画課	経営企画班	(03 - 3502 - 0874)
2	(1)	(2)	畜産企画課	経営安定班	(03 - 3502 - 0874)
	(3)		食肉鶏卵課	素畜価格流通班	(03 - 3502 - 5991)
3	(1)		畜産振興課	中小家畜振興推進班	(03 - 3591 - 3656)
	(2)		畜産企画課	経営支援班	(03 - 3502 - 0874)
4	(1)		畜産振興課	技術第2班	(03 - 3591 - 3656)
	(2)		食肉鶏卵課	鶏卵食鳥班	(03-6744-2130)
5	(1)		飼料課	飼料生産計画班	(03 - 3502 - 5993)
6			畜産企画課	金融税制班	(03 - 3501 - 1083)

# 農業経営者サポート事業

(令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び 第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号被害支援対策)

- 対策のポイント ——

専門家が被災農業者を個別に訪問して、農業経営の再開に向けた 相談活動を実施します。

# 1. 事業内容

被災農業者の農業経営の再開ニーズに対応できるよう、農業団体等 と協力して専門家による農業経営の再開に向けた個別訪問相談を実施 します。

また、被災農業者の求めに応じて重点指導農業者に設定した上で、 都道府県外の専門家も含めて、被災農業者に寄り添って経営再開に向 けた要望等を聞き取る者を被災農業者や被災地域が置かれている状況 に配慮しながら登録、派遣できるよう支援します。

- 2. 事業主体 民間団体等
- 3.補助率 定額
- 4. お問い合わせ先 経営局経営政策課(03-6744-2143)

# 農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

# - 対策のポイント ——

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号により被害を受けた被災農業法人等が従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣することを支援し、雇用の維持を図ります。

## <背景/課題>

- ・被災農業法人等は、雇用や農業生産活動の維持が困難となっています。
- ・このため、被災農業法人等が、経営力の習得等を目的に、**従業員を他の農業法人等に** 研修目的で派遣することを支援し、被災農業法人等の従業員の雇用の維持を図ります。

# 政策目標 —

被災農業法人等の従業員の経営力習得及び雇用の維持

## <主な内容>

被災農業法人等が、**従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成**します。

支援単価:年間最大120万円(従業員1人当たり。月額最大10万円)

支援期間:3ヶ月~2年間

補助率:定額

事業実施主体:全国農業委員会ネットワーク機構

[お問い合わせ先:経営局就農・女性課(03-6744-2162)]

# 多面的機能支払交付金の活動組織を活用した災害復旧活動支援

# - 対策のポイント ——

多面的機能支払交付金の活動組織を活用し、令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号の影響により損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等に対する地域共同の復旧活動を支援します。

# 1. 事業内容

# 被災した農地周りの水路等の地域共同による復旧活動への支援

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号の影響により破損や機能低下した農地周りの小規模な水路の補修等を行う地域共同の取組を支援します。

# 2. 事業主体

農業者等の組織する団体

# 3. 補助率

定額

# 4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課(03-6744-2447)

# 農業水路等長寿命化,防災減災事業(非公共)

# 対策のポイント ———

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号の被災地域において、農業水利施設等の長寿命化対策や水管理・維持管理の省力化、防災減災対策を支援します。

# 1. 事業内容

農業水利施設の老朽化に対応した長寿命化を図るほか、ゲート自動化などの省力化、防災減災対策を機動的に実施

# 2. 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区 等

# 3. 補助率

定額、1/2 等

# 4. 実施要件

総事業費200万円以上、受益者数2者以上、事業期間3年以内(ハード対策)等

## 5. お問い合わせ先

農村振興局水資源課 (03-3502-6246) 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

# 農地耕作条件改善事業

# |対策のポイント ――

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号の被災地域において、大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組を支援します。

## 1. 事業内容

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号の被災地域において、以下の取組を支援します。

## (1) 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を機動的に支援します。

○ 定額助成: 区画拡大、暗渠排水、客土、除れき、湧水処理、

水路等の更新整備、先進的省力化技術の導入支援等

○ 定率助成:区画整理、暗渠排水、農地造成、土層改良、農作業道、

営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援 等

## (2) 高収益作物転換型

基盤整備に加え、高収益作物への転換を図る場合に、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

○ 定額助成:プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握

技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援 等

○ **定率助成**: 実証展示は場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料への支援 等

## (3)農地集積推進型

一定以上の事業規模、農地集積・集団化率の向上等を要件として、農業者の費用負担 の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を実施します。

○ 定率助成:区画整理、暗渠排水、農地造成、土層改良、農作業道、

営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援 等

○ 集積推進費:農家負担の軽減を図るための推進費を交付

(ハード整備費の最大5.0% (補助率1/2、補助残は地方公共団体))

## 2. 事業主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人 等

- **3. 補助率** 定額、1/2 等
- 4. お問い合わせ先 農村振興局整備部農地資源課 (03-6744-2208)

# 鳥獸被害防止総合対策交付金

– 対策のポイント ——

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び 第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号により被災した鳥獣被害防止施 設等の再整備を支援します。

# 1. 事業内容

# 被災地における鳥獣被害防止施設等の再整備

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号により鳥獣被害防止施設等が被災した地域において、鳥獣被害防止施設等の再整備を行うことにより、安心して営農活動や有害鳥獣の捕獲活動等が再開できるよう支援します。

# 2. 事業主体

地域協議会、民間団体等

# 3. 補助率

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

# 4. お問い合わせ先

農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室(03-3591-4958)

# 治山事業 (公共)

# - 対策のポイント ——

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号により発生した山地災害に対応するため、荒廃山地等の復旧整備を実施します。

# 1. 事業内容

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号により発生した山地災害に対応するため、荒廃山地等の復旧整備を実施するとともに、山地災害の危険性が高い地区の事前防災・減災対策を推進します。

# 2. 事業主体

国、都道府県

# 3. 国費率

10/10、1/2等

# 4. お問い合わせ先

林野庁治山課(03-6744-2308)

# 森林整備事業 (公共)

– 対策のポイント ——

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号により被災した森林における被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧等を実施します。

# 1. 事業内容

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号により被災した森林における被害木の伐採・搬出や植栽、これと一体的に行う森林作業道の復旧・改良事業等を実施します。

# 2. 事業主体

都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等

# 3. 補助率

3/10等

「お問い合わせ先: 林野庁整備課(03-3502-8065)]

# 9(2)(3), 11(3

# 林業 · 木材産業成長産業化促進対策 (令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及 び第15号の暴風雨を含む。)、台風第17号による被害対策)

対策のポイント

木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備を支援します。

## く背景/課題>

- ・令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を 含む。)、台風第17号により、関東地方、九州地方をはじめ各地域に被害がもたらされ ました。
- ・今後、**被災地の一刻も早い復旧を図る**ためには、木材加工流通施設等の復旧・再建る 支援することによる地域経済の早期再生が急務となっています。
- ・このため、木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備に対する支援に緊急的に取り組み 地域経済の再生等を図る必要があります。

政策目標

被災地域における林業・木材産業の再建

## く主な内容>

被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等、被災地域における林業・木材産業 の再建に必要な機械施設の復旧・整備を支援します。また、被災施設の撤去等の費用も 支援します。

交付率:都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内)

事業実施主体:地方公共団体、民間団体等

お問い合わせ先:

林野庁経営課 (03-3502-8055) 林野庁木材産業課 (03-6744-2290)

# 農山漁村地域整備交付金〈公共〉

# **く対策のポイント**

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

# 〈政策曰標〉

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [ 令和5年度まで]
- [令和7年度まで] 木材供給が可能となる育成林の資源量が23.4億m³に増加するよう林道等の路網整備を推進
  - | 今和2年度まで 大規模地震が想定されている地域等において整備率が69%となるよう海岸堤防等の整備を推進

# く事業の内容>

# 標等を記載した**農山漁村地域整備計画を策定**し、これに基づき事業を実 1. **都道府県又は市町村**は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目 施します。

- 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の 強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
- 農業農村分野:農用地整備、農業用用排水施設整備、 海岸保全施設整備等  $\Theta$
- : 予防治山、路網整備等 野 尔 ¥ 楪

(7)

- : 漁港漁場整備、漁村環境整備、 海岸保全施設整備等 野 尔 丗 쏫  $\bigcirc$
- 平成30年度第2次補正予算では、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえた防災・減災、 国土強靱化のための緊急対策を行う事業を対象としています。 **※**
- 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。 また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

# **<事業の流れ>**



国費率1/2等

都道府県·市町村

交付付 都道府県

市町村 等

# 交付金を活用した事業の実施例

ヘシー

業イメ

事く

【農業農村基盤整備】









【森林基盤整備】

漁村における津波避難対策 (避難地、避難路の整備)



津波・高潮対策としての水門整備 津波、高潮による被害を未然に防ぐた め海岸堤防の整備を推進

治山施設による山地災害の未然防止

林道等の整備により効率的な間代 材等の搬出を実現

[お問い合わせ先]

農業農村分野に関すること) (森林分野に関すること) (水産分野に関すること)

農村振興局地域整備課 水産庁防災漁村課 林野庁計画課

(03-6744-2200) (03-6744-2392) (03-3501-3842)

10

# 水産基盤整備事業 <公共>

# へ対紙のポイント〜

国民に安心で高品質な水産物を安定的に供給し、また、水産業の成長産業化を実現していくため、**産地市場統合や養殖適地の確保など水産改革と連動し た漁港や漁場の整備を推進**します。併せて、災害に強い漁業地域の実現に向けて、**漁港施設の地震・津波対策や長寿命化対策等を推進**します。

# 〈政策目標〉

- ○水産物の品質向上や出荷安定(流通拠点漁港での水産物取扱量の50%について新たに品質向上等を実現 [平成33年度まで]
  - ○災害発生時の水産業早期回復体制の構築(30%の流通拠点漁港において実現 [平成33年度まで]

# の内容へ 洲 サン

# 1. 水産物の流通効率化や生産性向上のための基盤強化対策

- )水産物の流通効率化に向けて、拠点漁港における水産物の集出荷機能の集 約・強化や衛生管理対策などの流通機能強化対策を推進します。
- 養殖業等の水産物生産の中核的な地区において、養殖適地の確保などの生産 会をを表する。 の機能強化対策を推進します。 「一、一、一のストめ
  - 水産資源の回復を図るため、海域全体の生産力の底上げを目指した広域的な 水産環境整備を推進します。
- 上記にあわせ、生産・流通活動の効率化を図るため、ICTの活用を推進します。

# 災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策、既存ストック の有効活用

- 大規模地震・津波や激甚化する台風・低気圧災害に対応するため、岸壁等 **漁港施設の強化対策**を推進します。
- 漁港施設の長寿命化対策とあわせて、既存ストックの増養殖場への有効活用を 推進し、施設の維持管理・更新費の増大の抑制を図ります。

# 〈事業の流れ〉



水産業協同組合



# 流通・生産機能の強化対策

水産資源の回復対策

ヘシ

Ī

×

洲

冊







資源管理と連携した広域的な 水産環境の整備 大規模養殖の展開を可能にする

静穏水域等の造成

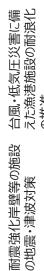
集出荷機能集約・強化と衛生管理に対応した岸壁と荷さばき所の

一体整備

# 漁港施設の防災・減災対策







の地震・津波対策





漁港施設の計画的な長寿命化対策

0 1

# 水産多面的機能発揮対策

# へ対策のポイントン

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う**水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援**します。

# 〈政策曰標〉

- ○環境・生態系の維持・回復(対象水域での生物量を5年間で20%増加 [令和2年度まで]
- ○安心して活動できる海域の維持(環境異変等への早期対応件数の割合を5年間で20%増加 [令和2年度まで])

# く事業の内容>

訓

×

7 洲

# 水産多面的機能発揮対策

- 漁業者等により構成された活動組織等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発 揮に資する以下の取り組みを支援します。
- ① 環境·生態系保全
- ア水域の保全
- 藻場、サンゴ礁の保全、種苗放流等の活動を支援します。 41
- 水辺の保全

干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・ 処理等の活動を支援します。

# 海の安全確保 **(7**)

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助等を支援します。

上記の①及び②に併せて実施する多面的機能の理解・増進を図る取組 を支援します。 **※** 

# 〈事業の流れ〉



地域協議会 (県・市・漁協等)



活動組織

- 定額 (1/2相当) 校付譽: ①
- 定額(ただし、資機材の整備は1/2以内) (7)



干潟の保全(干潟の耕うん)



漂流漂着物の回収・処理



藻場の保全(ウニの駆除)



国境・水域の監視

(03-3501-3082)水産庁計画課 [お問い合わせ先]

# (農林水産省、国土交通省 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

目的:洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思わ れる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害すること となる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

# 〇採択基準:

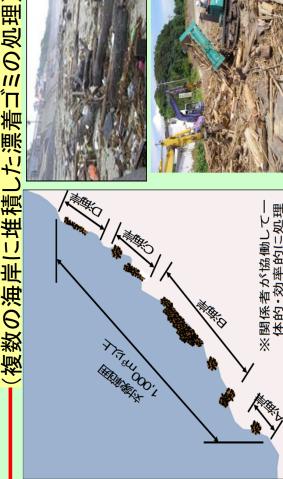
- (1)海岸保全区域内に漂着したもの
- (2)堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以 内の区域に漂着したもの
  - (3) 漂着量於1,000m3以上のもの
- 囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体 れば、補助対象となる。ただし、1事業主体の補 的・効率的に処理する場合には、事業主体数に ※本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範 かかわらず漂着量の合計が1,000m3以上であ 助対象となる事業費は、200万円以上とする。

# 〇事業実施主体

海岸管理者(都道府県、市町村)

〇補 助 率:1/2

〇災害関連事業として実施



複数の海岸を対象範囲とし、漂着量の 合計が1,000m3以上の漂着ゴミを対象



海岸漂着ゴミや流木等の状況と

# 水産業成長産業化沿岸地域創出事業

# く対策のポイント>

水産政策の改革により、持続的な漁業の実現のため資源管理が導入されることを踏まえ、**収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革**に取 り組むため、漁業者自らが策定した計画に基づき、沿岸漁村地域において必要な**漁船、漁具等のリース方式による導入を支援**します。

# 〈政策目標〉

当該計画に取り組む漁業者の漁業所得向上(5年間で10%以上 [平成35年度まで]

# く事業の内容>

訓

メイ

洲

冊

○ 漁村地域で地域委員会を立ち上げ、**地域の沿岸漁業者自らが適切な 資源管理と収益性の向上を両立**させた「地域水産業成長産業化計画」 を策定し、各県単位の審査会の承認を受けることにより、その目標達成に **必要な漁船、漁具等についてリース方式による円滑な導入を支援**します。 ひ

[補 助 対 象] 漁業協同組合等が計画に基づき導入する漁船、漁具等 [配分上限額] 補助対象ごとに設定

## 新規就業者のため スを確保した漁船、 十分な作業スペー 計画に基づ、基幹的生産設備等の導入・更新 (漁業者、漁協、流通・加工、行政等で構成) の漁船の導入 資源管理の取組を推進しつつ、収益性の向上を目的とした例 舭 浜を持続するための年齢構成への転換 地域水産業成長産業化計画」の策定 意欲と能力のある経営体への協業化 ・地域重要魚種の資源管理の推進 漁獲物の付加価値化、販路拡大 協業化等による経 確立、共同運搬船 による操業体制の こよる浜全体の収益性向上 漁場利用の再活性化 海水冷却装置、保 冷機能を強化した 魚槽、活魚水槽の 漁獲物の品質・付 地域委員会 計画申請 計画承認 省カ化・コスト削減 ングシステムの導入 新、定置網モニ夘 高船齢漁船の更 成長産業化審査会 (都道府県単位)

〈事業の流れ〉

事業主体

定額、1/2

民間団体等

無無無

魚船等の

漁業者

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立する漁村地域を創出

|お問い合わせ先]| 水産庁研究指導課 (03-6744-2031)

10(3

# 浜の活力再生・成長促進交付金 (令和元年台風第15号対策)

## 対策のポイント ——

令和元年台風第15号の被害を受けた地域に対し、共同利用施設の再建・修繕等を支援します。

## <背景/課題>

- ・令和元年台風第15号の影響により、共同利用施設に大きな被害が発生しています。
- ・被災地域における水産業の速やかな復旧が図られるよう、共同利用施設の整備等の取組を支援する必要があります。

# 政策目標 ——

被災地域における漁業生産の回復を目指す (漁業生産が被災前に比べて概ね 同程度以上に回復すること)

## <主な内容>

令和元年台風第15号の被害を受けた地域における漁業生産の回復に向けた取組に必要な 共同利用施設の再建・修繕について支援します。

また、共同利用施設の整備に伴う被災施設の撤去等の費用も特例的に支援します。

| 交付率:県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等) | | 事業実施主体:県、市町村、水産業協同組合等 |

[お問い合わせ先:水産庁防災漁村課(03-6744-2391)]

# 水産バリューチェーン事業

# < 対紙のポイント>

が連携し**水産パリューチェーン全体で生産性向上を図る取組や、産地市場の統合・機能強化を促進する取組**、国産水産物の**加工・流通の改善と消費等拡 輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造を確立**するため、消費地における産地サイドの流通拠点の確保といった、生産と加工・流通 大、EU・HACCPへの対応等を支援します。

# 〈政策曰標〉

水産物の輸出額の増加 (3,500億円 [平成31年まで] の消費量の増加(46.4kg/人年 [平成39年度まで] 魚介類 (食用)

**孙** 

業イメ

冊

# く事業の内容>

# バリューチェーン連携推進事業

○ 生産と加工・流通が連携し水産パリューチェーン全体で生産性を向上させる取組を一体的に支援します。また、産地市場の統合・機能強化に向けた調査検討、電子入札や共同物流等の先進的取組等を支援します。

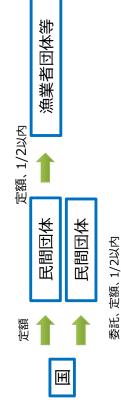
# た 2.<sup>57</sup>流通促進・消費等拡大対策事業

○ 加工・流通業者等が、水産パリューチェーン中に生じた局所的な課題を解消するために実施する取組、輸出を促進する取組等を支援します。併せて、消費者への無食普及、国産水産物・加工原料の安定供給を支援します。

# 3. 水産物輸出倍増環境整備対策事業

) HACCPに基づく衛生管理に関する研修・現地指導や生産海域等のモニタリング、輸出促進に資するトレーサビリティの普及に向けた実証の取組を支援します。
また、対EU・HACCP認定施設の指導・監視等を行います。

# <事業の流れ>



10 4 消費者 漁業者の所 得向上 消費·輸出 が増大 販路拡大 魚食普及 Sag . バリューチェーン全体の生産性向上、輸出拡大の取組等を支援 外食·給食·小売等 トレーサビリ ティの推進 販売·輸出 輸出先国 ストーリーを伝える販売拠点 消費者、加工業者への国産水産物の安定供給を支援 価値をつなぐ連携に向けた調査・検討を行い、一体的に実施 産地市場の統 高鮮度保持等 合.機能強化 加工機器導入 物流 加工·流通 デジタル化の **EU·HACCP** 生産と加工・ 流通の連携 くの対応 マーケットインに 基づく操業 生産 沿岸漁業 中台漁業 養殖業

[お問い合わせ先] 水産庁加工流通課 (03-3502-8427)

# 流通構造改善促進事業|

水産加工 国産水産物の流通・輸出の促進と消費拡大を図るため、 水産物消費量の減少などによる近年の水産物需給の変化に対応し、 通構造の改善を推進しています

浜

•

# 漁業者

〇水揚げ集中等による価格変動が大きい 安値で取引されてしまう(低未利用魚) 〇ロットがまとまらない魚等が非食用に

# 水産加工•流通業者

- 〇簡便化志向等の消費者ニーズへの対応 対不十分
- 〇水揚げの変動等により加工原料の安定 的確保が困難

# 消費者 (国内

〇魚 や調理等を学ぶ機会が減少したこと等 を背景に、水産物消費が大きく減少 **含**もっと魚を食べたい意識もある一方、 簡単に調理したい等のニーズ

# 水産加工·流通構造改善促進事業

- 【補助率:定額】 水産加工・流通構造改善指導事業 センターが、次の取組みを行います。
- 専門的知見を有する指導員による加工・流通業者等への現地指導
  - 水産加工・流通事業者向けセミナー等の開催
- 【補助率:1/2以内】 センターが、現地指導を受けた者の取組計画を審査等の上、取組みの 内容に応じて以下の経費の一部を支援(1/2以内)します。 水産加工・流通構造改善取組支援事業 **(**)
- 国産水産物の流通を促進する先進的取組みに必要な機器の購入経費、 コンサルティング経費等 新規・先進プロジェクト
- 漁業者団体・流通業者・加工業者等が連携して国産原料の確保等の 課題に取組む場合に必要な経費(学校給食への供給や低未利用魚 の有効活用を図る場合には、機器購入経費を含む) 輸出促進プロジェケト 連携プロジェクト
- 漁業者団体・流通業者・加工業者等が国産水産物の輸出に取組む場合にその取組に必要な機器の購入経費 コンサルティング経費等の一部を支援



【加工・流通業者等へのセミナー開催】



【地魚入りウィンナーを開発し給食に供給】

# 【水産加工・流通構造改善取組支援事業の手続きの流れ】

国産水産物流通 事業実施主体 促進センター 囲

2)課題提案を提出し応募 ①現地指導

課題提案を審査・採択後、 (必要な経費の1/2以内) 機器整備等の支援

₩ 受けた 現地指導

- 水産物の生産者
- 加工業者
- これらの団体等

流通業者

「連携プロジェクト」「輸出促進プロジェクト」の要件 「新規・先進プロジェクト」

⑤新規・先進プロジェクト
 センターによる指導を受けた加工業者等がA~C全てを満たす必要があります。
 A 国産水産物の流通を促進する実証を行うこと
 B 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性又は先進性を有していること
 C 対象無種の流通の状況、新規・先進プロジェクトによる国産水産物の流通量の増加見込み等から実証効果が十分なこと

他の加工業者等又は関係事業者等と2 ◎連携プロジェクト AまたはBを満たす者のいずれかとなります。 A センターによる指導を受けた加工業者等が、

者以上で連携プロジェクト協議会を構成し、単独では対応が困難な国産加工原料の 確保、新規販路の開拓等、近年重要性が増している課題に効果的に取り組むこと 水産庁によるバリューチェーン改善促進事業の事業主体として選定されていること മ

○輸出促進プロジェクト センターによる指導を受けた加工業者等がA・Bを満たす必要があります。A 国産水産物の輸出を促進する実証を行う取組であることB 海外における対象魚種の需要見込み、輸出促進プロジェクトによる国産水産物の輸出額の増加見込み等から実証効果が十分な取組であること